

ID: 5346

担当部署: 市民部 環境生活課 環境・生活安全係

処分の概要	墓地等の許可取消し、使用禁止等		
法令名 根拠条項	墓地、埋葬等に関する法律 第19条		
法令番号	昭和23年法律第48号		
<b>【基準】</b> 法第19条の規定による。 第19条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第10条の規定による許可を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日